

電気料金メニュー定義書

【スタンダードプラン】

株式会社モノクローム

2026 年 10 月 1 日実施

1. 適用	2
2. スタンドアード S	2
(1)適用範囲	2
(2)料金	2
基本料金	2
電力量料金	3
3. スタンドアード M	4
(1)適用範囲	4
(2)料金	4
基本料金	4
電力量料金	4
1 再生可能エネルギー発電促進賦課金	7
(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価	7
(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用	7
(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定	7
2 市場価格調整	7
(1)市場価格調整額の算定	7
(2)基準市場価格	8
(3)基準市場単価	9
(4)時間帯区分	9
(5)市場価格調整単価等のお知らせ	10
3 契約容量の算定方法	10
4 料金適用上の電力量区分の日割計算	10

1. 適用

電気料金メニュー定義書【スタンダードプラン】(以下「本定義書」といいます)は、当社の電気需給約款(以下「電気需給約款」といいます。))にもとづき、電灯または小型機器をご使用のお客さまへ電気を小売するときの料金その他の条件を定めたものです。なお、本定義書に定める基本料金、電力量料金、および市場価格調整における基準単価の金額は、全て消費税等相当額を含みますが、消費税率が改定された場合は、改定後の消費税率にもとづき精算します。

2. スタンダード S

(1)適用範囲

電灯または小型機器を使用され、1 または 2 のいずれかに該当するお客さまに適用いたします。

- 1 託送約款等(北海道エリア、東北エリア、関東エリア、中部エリア、北陸エリアまたは九州エリアを供給区域とする当該一般送配電事業者等が定めるものに限り。))の電灯標準接続送電サービスの対象となるお客さまで、契約電流が 10 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であること。

契約電流は、10 アンペア、15 アンペア、20 アンペア、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。

当該一般送配電事業者等は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置(以下「電流制限器等」といいます。))または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当該一般送配電事業者等は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

- 2 託送約款等(関西エリア、中国エリアまたは四国エリアを供給区域とする当該一般送配電事業者等が定めるものに限り。))の電灯標準接続送電サービスの対象となるお客さまで、使用する最大容量(以下「最大需要容量」といいます。))が 6 キロボルトアンペア未満であること。

最大需要容量が 6 キロボルトアンペア未満であることの決定は、負荷の実情等に応じてお客さまと当社との協議によって行ないます。

(2)料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表 1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2(市場価格調整)(1)の 4 によって算定された市場価格調整額を加えたものといたします。

基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。

供給エリア	基本料金	
北海道エリア	契約電流 10 アンペアにつき	544.00 円
東北エリア	契約電流 10 アンペアにつき	422.00 円
東京エリア	契約電流 10 アンペアにつき	372.00 円
中部エリア	契約電流 10 アンペアにつき	447.00 円
北陸エリア	契約電流 10 アンペアにつき	303.00 円
関西エリア	1 契約につき	1,037.00 円

四国エリア	1 契約につき	1,102.00 円
中国エリア	1 契約につき	1,250.00 円
九州エリア	契約電流 10 アンペアにつき	438.00 円

電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。
使用電力量の単位は、1 キロワット時とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。ただし、30 分ごとの使用電力量の単位は、最小位までといたします。

供給エリア	第 1 段階	第 2 段階	第 3 段階
北海道エリア	33.69 円	39.98 円	43.70 円
東北エリア	29.42 円	36.17 円	40.12 円
東京エリア	28.80 円	33.40 円	35.49 円
中部エリア	29.20 円	31.67 円	33.62 円
北陸エリア	30.36 円	31.75 円	32.46 円
関西エリア	30.51 円	34.91 円	36.89 円
四国エリア	31.25 円	34.93 円	38.05 円
中国エリア	29.35 円	32.97 円	35.48 円
九州エリア	26.77 円	31.37 円	33.37 円

各エリアの第 1 段階、第 2 段階、第 3 段階は次の通りといたします。

<北海道エリア>

第 1 段階は最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき
第 2 段階は 120 キロワット時をこえ 280 キロワット時までの 1 キロワット時につき
第 3 段階は 280 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき

<東北、東京、中部、北陸、九州エリア>

第 1 段階は最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき
第 2 段階は 120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき
第 3 段階は 300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき

<関西、中国エリア>

第 1 段階は 15 キロワット時をこえ 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき
第 2 段階は 120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき
第 3 段階は 300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき

<四国エリア>

第 1 段階は 11 キロワット時をこえ 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき
第 2 段階は 120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき
第 3 段階は 300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき

3. スタダード M

(1)適用範囲

電灯または小型機器を使用され、託送約款等(北海道エリア、東北エリア、関東エリア、中部エリア、北陸エリア、関西エリア、中国エリア、四国エリア、または九州エリアを供給区域とする当該一般送配電事業者等が定めるものに限ります。)の電灯標準接続送電サービスの対象となるお客さまで、契約容量が 6 キロボルトアンペア以上であるものに適用いたします。契約容量の単位は、1 キロボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。契約容量は、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表 3(契約容量の算定方法)により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。なお、当社または当該一般送配電事業者等は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

(2)料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表 1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2(市場価格調整)(1)④によって算定された市場価格調整額を加えたものといたします

基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。

供給エリア	基本料金	
北海道エリア	契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	544.00 円
東北エリア	契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	422.00 円
東京エリア	契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	372.00 円
中部エリア	契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	447.00 円
北陸エリア	契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	303.00 円
関西エリア	契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	359.00 円
四国エリア	契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	374.00 円
中国エリア	契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	393.00 円
九州エリア	契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	438.00 円

電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。
使用電力量の単位は、1 キロワット時とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。ただし、30 分ごとの使用電力量の単位は、最小位までといたします。

供給エリア	第 1 段階	第 2 段階	第 3 段階
北海道エリア	33.69 円	39.98 円	43.70 円
東北エリア	29.42 円	36.17 円	40.12 円
東京エリア	28.80 円	33.40 円	35.49 円
中部エリア	29.20 円	31.67 円	33.62 円
北陸エリア	30.36 円	31.75 円	32.46 円
関西エリア	26.41 円	28.62 円	30.12 円
四国エリア	27.56 円	29.65 円	31.52 円
中国エリア	25.95 円	27.48 円	30.40 円
九州エリア	26.77 円	31.37 円	33.37 円

各エリアの第 1 段階、第 2 段階、第 3 段階は次の通りといたします。

＜北海道エリア＞

第 1 段階は最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき

第 2 段階は 120 キロワット時をこえ 280 キロワット時までの 1 キロワット時につき

第 3 段階は 280 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき

＜東北、東京、中部、北陸、関西、中国、四国、九州エリア＞

第 1 段階は最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき

第 2 段階は 120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき

第 3 段階は 300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき

附 則（実施期日）

この料金表は、2026 年 10 月 1 日から実施いたします。

別表

1 再生可能エネルギー発電促進賦課金

(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第 36 条第 2 項に定める納付金単価に相当する金額とし、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示(以下「納付金単価を定める告示」といいます。)により定めます。

当社は、当社が適切と判断した方法により、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価をお客さまにお知らせいたします。

(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の 5 月の料金に係る計量期間等の始期から翌年の 4 月の料金に係る計量期間等の終期までの期間に使用される電気に適用いたします。

(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

- 1 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その 1 月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。
- 2 お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 1 項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときは、お客さまからの申出の直後の 5 月の料金に係る計量期間等の始期から翌年の 4 月の料金に係る計量期間等の終期(お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 5 項または第 6 項の規定により認定を取り消された場合は、当該認定を取り消された日を含む計量期間等の終期といたします。)までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 3 項第 1 号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 3 項第 2 号に規定する政令で定める割合として再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額(以下「減免額」といいます。)を差し引いたものといたします。
なお、減免額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。

2 市場価格調整

(1) 市場価格調整額の算定

1 平均市場価格

1 キロワット時当たりの時間帯別の平均市場価格は、供給エリアごとに、スポット市場価格にもとづき、各平均市場価格算定期間における時間帯別に算定した 1 キロワット時当たりの単純平均スポット市場価格といたします。

なお、時間帯別の平均市場価格の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

2 市場価格調整単価

市場価格調整単価は、時間帯別に次の算式によって算定された値といたします。

また、市場価格調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

市場価格調整単価＝（平均市場価格－(2)の基準市場価格）× (3)の基準市場単価調整単価

3 市場価格調整単価の適用

各平均市場価格算定期間の平均市場価格によって算定された市場価格調整単価は、その平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間に使用される電気に適用し、次のとおりといたします。

平均市場価格算定期間	市場価格調整単価適用期間
毎年 1 月 1 日から 1 月 31 日までの期間	その年の 1 月の検針日から 2 月の検針日の前日までの期間
毎年 2 月 1 日から 2 月 28 日までの期間 (閏年の場合、毎年 2 月 1 日から 2 月 29 日までの期間)	その年の 2 月の検針日から 3 月の検針日の前日までの期間
毎年 3 月 1 日から 3 月 31 日までの期間	その年の 3 月の検針日から 4 月の検針日の前日までの期間
毎年 4 月 1 日から 4 月 30 日までの期間	その年の 4 月の検針日から 5 月の検針日の前日までの期間
毎年 5 月 1 日から 5 月 31 日までの期間	その年の 5 月の検針日から 6 月の検針日の前日までの期間
毎年 6 月 1 日から 6 月 30 日までの期間	その年の 6 月の検針日から 7 月の検針日の前日までの期間
毎年 7 月 1 日から 7 月 31 日までの期間	その年の 7 月の検針日から 8 月の検針日の前日までの期間
毎年 8 月 1 日から 8 月 31 日までの期間	その年の 8 月の検針日から 9 月の検針日の前日までの期間
毎年 9 月 1 日から 9 月 30 日までの期間	その年の 9 月の検針日から 10 月の検針日の前日までの期間
毎年 10 月 1 日から 10 月 31 日までの期間	その年の 10 月の検針日から 11 月の検針日の前日までの期間
毎年 11 月 1 日から 11 月 30 日までの期間	その年の 11 月の検針日から 12 月の検針日の前日までの期間
毎年 12 月 1 日から 12 月 31 日までの期間	その年の 12 月の検針日から翌年の 1 月の検針日の前日までの期間

4 市場価格調整額

市場価格調整額は、その 1 月の時間帯別の使用電力量に口によって算定された市場価格調整単価を適用して算定いたします。

(2) 基準市場価格

基準市場価格は、次のとおりといたします。

供給エリア	朝時間	昼時間	晩時間	夜時間
北海道エリア	18.96 円	18.96 円	18.96 円	18.96 円
東北エリア	18.44 円	18.44 円	18.44 円	18.44 円

東京エリア	17.61 円	17.61 円	17.61 円	17.61 円
中部エリア	17.93 円	17.93 円	17.93 円	17.93 円
北陸エリア	17.42 円	17.42 円	17.42 円	17.42 円
関西エリア	17.42 円	17.42 円	17.42 円	17.42 円
四国エリア	16.99 円	16.99 円	16.99 円	16.99 円
中国エリア	15.54 円	15.54 円	15.54 円	15.54 円
九州エリア	16.29 円	16.29 円	16.29 円	16.29 円

(3) 基準市場単価

基準市場単価は、平均市場価格が 1 円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき

供給エリア	朝時間	昼時間	晩時間	夜時間
北海道エリア	1.194 円	1.194 円	1.194 円	1.194 円
東北エリア	1.202 円	1.202 円	1.202 円	1.202 円
東京エリア	1.182 円	1.182 円	1.182 円	1.182 円
中部エリア	1.184 円	1.184 円	1.184 円	1.184 円
北陸エリア	1.193 円	1.193 円	1.193 円	1.193 円
関西エリア	1.193 円	1.193 円	1.193 円	1.193 円
四国エリア	1.192 円	1.192 円	1.192 円	1.192 円
中国エリア	1.197 円	1.197 円	1.197 円	1.197 円
九州エリア	1.204 円	1.204 円	1.204 円	1.204 円

(4) 時間帯区分

時間帯の定義は、次の通りといたします。

供給エリア	朝時間	昼時間	晩時間	夜時間
北海道エリア	0 時～6 時、 23 時 30 分～24 時	6 時～9 時	9 時～16 時	16 時～23 時 30 分
東北エリア	0 時～6 時、 23 時 30 分～24 時	6 時～9 時	9 時～16 時	16 時～23 時 30 分
東京エリア	0 時～8 時、 23 時 30 分～24 時	8 時～14 時 30 分	14 時 30 分～17 時	17 時～23 時 30 分
中部エリア	0 時～9 時 30 分、 23 時 30 分～24 時	9 時 30 分～15 時 30 分	15 時 30 分～16 時 30 分	16 時 30 分～23 時 30 分

北陸エリア	0 時～7 時、 23 時～24 時	7 時～10 時	10 時～16 時	16 時～23 時
関西エリア	0 時～9 時 30 分、 23 時 30 分～24 時	9 時 30 分～14 時 30 分	14 時 30 分～16 時 30 分	16 時 30 分～23 時 30 分
四国エリア	0 時～9 時 30 分、 23 時～24 時	9 時 30 分～16 時	16 時～17 時	17 時～23 時
中国エリア	0 時～6 時 30 分、 23 時 30 分～24 時	6 時 30 分～9 時	9 時～16 時 30 分	16 時 30 分～23 時 30 分
九州エリア	0 時～9 時、 23 時～24 時	9 時～16 時	16 時～17 時	17 時～23 時

(5) 市場価格調整単価等のお知らせ

当社は、当社が適切と判断した方法により、市場価格調整単価をお客さまにお知らせいたします。

3 契約容量の算定方法

(1) 供給電気方式および供給電圧が交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合

契約主開閉器の定格電流(アンペア) × 電圧(ボルト) × 1/1,000

なお、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合の電圧は、200 ボルトといたします。

(2) 供給電気方式および供給電圧が交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトの場合

契約主開閉器の定格電流(アンペア) × 電圧(ボルト) × 1.732 × 1/1,000

4 料金適用上の電力量区分の日割計算

(1) スタンダード S

a 北海道エリア

第 1 段階料金適用電力量 = 120 キロワット時 × 日割計算対象日数/計量期間等の日数

なお、第 1 段階料金適用電力量とは、最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

第 2 段階料金適用電力量 = 280 キロワット時 × 日割計算対象日数/計量期間等の日数 - 第 1 段階料金適用電力量

なお、第 2 段階料金適用電力量とは、120 キロワット時をこえ 280 キロワット時までの 1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

b 東北エリア、関東エリア、中部エリア、北陸エリアおよび九州エリア

第 1 段階料金適用電力量 = 120 キロワット時 × 日割計算対象日数/計量期間等の日数

なお、第 1 段階料金適用電力量とは、最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時当たりの電

力量料金が適用される電力量をいいます。

第2段階料金適用電力量 = 300 キロワット時 × 日割計算対象日数/計量期間等の日数 - 第1段階料金適用電力量

なお、第2段階料金適用電力量とは、120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

c 関西エリアおよび中国エリア

第1段階料金適用電力量 = 105 キロワット時 × 日割計算対象日数/計量期間等の日数

なお、第1段階料金適用電力量とは、15 キロワット時をこえ 120 キロワット時までの 1 キロワット時当たりの従量料金が適用される電力量をいいます。

第2段階料金適用電力量 = 285 キロワット時 × 日割計算対象日数/計量期間等の日数 - 第1段階料金適用電力量

なお、第2段階料金適用電力量とは、120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時当たりの従量料金が適用される電力量をいいます。

d 四国エリア

第1段階料金適用電力量 = 109 キロワット時 × 日割計算対象日数/計量期間等の日数

なお、第1段階料金適用電力量とは、11 キロワット時をこえ 120 キロワット時までの 1 キロワット時当たりの従量料金が適用される電力量をいいます。

第2段階料金適用電力量 = 289 キロワット時 × 日割計算対象日数/計量期間等の日数 - 第1段階料金適用電力量

なお、第2段階料金適用電力量とは、120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時当たりの従量料金が適用される電力量をいいます。

(2) スタンダード M

a 北海道エリア

第1段階料金適用電力量 = 120 キロワット時 × 日割計算対象日数/計量期間等の日数

なお、第1段階料金適用電力量とは、最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

第2段階料金適用電力量 = 280 キロワット時 × 日割計算対象日数/計量期間等の日数 - 第1段階料金適用電力量

なお、第2段階料金適用電力量とは、120 キロワット時をこえ 280 キロワット時までの 1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

b 東北エリア、東京エリア、中部エリア、北陸エリア、関西エリア、中国エリア、四国エリアおよび九州エリア

第1段階料金適用電力量 = 120 キロワット時 × 日割計算対象日数/計量期間等の日数

なお、第1段階料金適用電力量とは、最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

第2段階料金適用電力量 = 300 キロワット時 × 日割計算対象日数/計量期間等の日数 - 第1段階料金適用電力量

なお、第2段階料金適用電力量とは、120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

(3)電気需給約款 21(料金の算定)(1)ハに該当する場合は、(1)(2)の日割計算対象日数/計量期間等の日数は、日割計算対象日数/暦日数といたします。

(4)(1)、(2)によって算定された第1段階料金適用電力量および第2段階料金適用電力量の単位は、1 キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。